

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第4号

令和7年12月19日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年3月13日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子
7病第760号
令和7年12月8日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

福島県病院事業管理者 狭間章博
(公印省略)

公営企業に係る定期監査の措置状況について（通知）

令和7年11月12日付け7福監第413号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 病院局
監査対象年度 令和6年度
監査実施年月日 令和7年8月20日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
---------------	---------

「指摘事項」
内部統制が有効に機能しておらず、一般会計補助金等の額の算出に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」
組織内のチェック体制が整っておらず、一般会計補助金等の額の算出誤りにより、医業外収益182,681,327円が過大となっている。

一般会計補助金（統括管理経費）
正算出額 70,732,709円
誤算出額 249,600,000円
過大収入額 178,867,291円
一般会計負担金（不採算地区病院運営費）
正算出額 1,292,099,718円
誤算出額 1,295,298,754円
過大収入額 3,199,036円
補助金（地域医療復興事業補助金）
正算出額 1,084,919,388円
誤算出額 1,085,534,388円
過大収入額 615,000円

「是正又は改善の意見」
一般会計補助金等の額の算出に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。

（原因）
今回の事案の原因は以下のとおりである。

- 1 一般会計補助金（統括管理経費）については、補助対象範囲の認識誤りなどにより、対象経費を誤って算出し、主任主査及び管理職員も同様の認識であったため、誤りに気付かず過大収入となった。
- 2 一般会計負担金（不採算地区病院運営費）及び補助金（地域医療復興事業補助金）については、対象経費のうち、病院未収金に係る貸倒引当金を誤った率で算出し、過大計上となり、主任主査及び管理職員もその率は正しいものと誤認し、誤りに気付かず、過大収入となった。

（処理状況）
一般会計補助金等の返還に向け、保健福祉部と返還額（過大収入額）及び返還手続について協議を進めているところであり、返還額確定後、令和7年度中に返還する。

（今後の対応）
一般会計補助金等の額の算出事務について、以下のとおり対応する。

- 1 担当者は、当該補助金の対象範囲を明確に示した計算シートを作成し、根拠資料と併せて回覧する。主任主査は、計算シートの入力内容のチェックを行う。
- 2 担当者は、貸倒引当金の算出を明確にしたチェックシートを作成し、各根拠資料と併せて回覧する。主任主査は、チェックシートの入力内容のチェックを行う。
- 3 管理職員はチェックの相違や漏れがないか確認するとともに、必要に応じて担当に指示する。

「指摘事項」
未払費用の経理に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」
令和7年3月分の手当等及び法定福利費984,815円について、決算整理で未払費用に計上して令和6年度予算から支出すべきところ、未払費用に計上しなかったため令和7年度予算から支出している。

手当等（超過勤務手当・休日給）
934,412円
法定福利費（社会保険料）
50,403円

「是正又は改善の意見」
未払費用の経理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

（原因）
今回の事案の原因は以下のとおりである。

令和7年3月分の手当等及び法定福利費について、決算整理時に未払費用の計上を失念し、4月の給与支払時においても年度内の通常処理と同様に処理したため、計上漏れに気付かなかった。主任主査及び管理職員は、決算整理時に未払費用を計上することを知っていたが、書類チェック時に失念し、計上漏れに気付かなかった。

（処理状況）
過年度損益修正損に振り替える必要があり、令和7年度2月補正予算にて整理した後、振替処理を実施する。

（今後の対応）
未払費用の経理事務について、以下の

	<p>とおりに対応する。</p> <p>担当者は、決算時における処理漏れを防ぐため、決算時の作業リストを作成し、管理する。主任主査及び管理職員は、上記チェックリストを用いながら必要作業に漏れがないか確認するとともに、必要に応じて他の課員によるフォローを促し、手続の失念を防ぐ。</p>
<p>「指摘事項」 委託料等の支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 11法人に対する委託料等の支払14件109,307,430円について、令和7年4月30日に、2回口座振替を行い、二重払いしている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 委託料等の支払に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>出納取扱金融機関窓口で支払い内容の修正に係る預金振替依頼書等を提出する際、既に送信していたデータの取消しを出納取扱金融機関のデータセンターに依頼する必要があったが、金融機関との確認不足により取消し依頼をしなかったため、二重払いが発生した。主任主査及び管理職員は、修正データを送信すれば、送信済データは上書きされると誤認していたため、誤りに気付かなかった。</p> <p>(処理状況) 令和7年4月30日中に、大型連休で休業中の1法人を除いた10法人に、連休明けに残りの1法人に電話で状況を説明するとともに、返金処理に係る同意書の作成及び金融機関への提出を依頼し、4月30日から6月6日までに、返金処理を完了した。</p> <p>(今後の対応) 支払いに関する修正が必要となった場合は、出納取扱金融機関窓口で預金振替依頼書等を再提出するだけでなく、別途データセンターに送信データの取消し依頼の電話連絡をした上でデータを再送信することが必要になることを、事務引継書に特記事項として明記するとともに、管理職員から財務担当各職員まで処理方法を共有することとした。</p> <p>また、支払いに関する修正が必要となった場合には、主任主査及び管理職員は、担当職員に処理状況について確認する。</p>

(監査総務課)

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した随時監査の結果は、次のとおりです。

令和8年3月13日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査対象事項

- (1) 令和4年度から令和7年度までのタブレット端末等購入支援に係る補助金申請書及び高校生等奨学給付金に係る申請書の進達状況
- (2) 上記進達事務に係る事務執行体制

4 監査対象機関及び実施内容

- (1) 対象機関
安達高等学校
- (2) 実施年月日
令和7年12月24日
- (3) 担当監査委員
佐藤 政 隆
渡辺 仁
- (4) 実施方法
書面監査

5 監査等の結果

監査の結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

是正・改善を求めた事項

・補助金等の事務手続に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

令和6年度のタブレット端末等購入支援に係る補助金申請書類5件236,000円分及び高校生等奨学給付金に係る申請書類2件244,200円分について、事務室で受領したことが職員間で共有されず、金庫に保管したまま、收受及び高校教育課への進達を行わなかったため、保護者の申請から1年2か月以上経過して過年度支出している。

また、高校生等奨学給付金については、国の補助対象年度を経過したため、全額県費で支払っている。

申請年月日

タブレット端末等購入支援に係る補助金

令和6年7月4日、5日、10日

高校生等奨学給付金

令和6年7月9日、11日

進達年月日 令和7年8月5日

支払年月日 令和7年9月16日

(是正又は改善の意見)

補助金等の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、文書等の管理体制を構築すること。

(監査総務課)